

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>全般</b>		
1.	「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)(案)のポイント」には、「コンプライアンス・リスク管理の分野についても、以下のように、金融機関におけるリスク管理態勢の改善を促すべく、金融庁の対応を見直す必要」とあり、本基本方針の本文中の高度化トーンと異なるように見えるが、金融機関の現状について改善を要する状態にあると認識しているのか。	<p>ポイントを示した資料と本基本方針の前提にある問題意識に差異はありません。</p> <p>また、これまでのモニタリングの結果等を踏まえ、各金融機関のコンプライアンス・リスク管理の現状は、改善が必要であると考えられるものから、高度化を進めていくべきではあるものの一定の水準にあると考えられるものまで、様々であると認識しています。</p> <p>いずれにせよ、各金融機関が、そのビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、より良いコンプライアンス・リスク管理態勢の整備に向けた創意工夫を進めることが重要であると考えます。</p>
2.	本基本方針は、金融庁から権限委任を受けて業務を行う財務局等にも適用されるという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
3.	本基本方針の下では、必ずしもコンプライアンス部門とリスク管理部門を統合した内部管理態勢が必須とされているものではないという理解でよいのか。	ご理解のとおりです。
4.	<p>検査マニュアルには、各業務部門及び営業店等毎にコンプライアンス担当者を配置することが規定されていた。今後、検査マニュアルの廃止により、コンプライアンス担当者の配置を行うことは必須ではなくなるという認識でよいのか。</p> <p>例えば、コンプライアンス担当者の配置を取り止め、人事・報酬制度上で中間管理者に自部署等のコンプライアンス・リスク管理の役割を求める方が事業部門による自律的な管理態勢を構築できると判断できれば、そのような態勢とすること等が考えられる。</p> <p>また、コンプライアンス担当者の配置が必須ではないという場合、例えば、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」においては、個人データ管理者</p>	<p>検査マニュアルの廃止は、これまでに定着した実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点に、より良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものです。</p> <p>したがって、どの部署・支店等にコンプライアンス担当者を何人配置するかという形式ではなく、各金融機関が、そのビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、コンプライアンス・リスク管理を実効的に行うことのできる態勢を整備することが重要であると考えます。また、コンプライアンス・リスク管理の実効性を内部監査等により定期的に検証</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の設置が必要とされているが、こちらは、個別の個人情報保護法にて要請される態勢の整備として継続して設置を行っていくという認識でよいか。</p>	<p>するとともに、ビジネスモデル・経営戦略の変化に対応してその態勢を必要に応じて見直すことが重要です。</p> <p>また、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」は、平成30年度終了後(平成31年4月1日以降)を目途に検査マニュアルを廃止する予定を示していますが、その他の法令、ガイドライン等において規定されている事項につき変更を加えるものではありません。</p>
5.	<p>本基本方針には、金融機関がコンプライアンス・リスク管理を向上させてくための重要な着眼点が記載されている。</p> <p>もっとも、「コンプライアンス・リスク」、「コンプライアンス・リスク管理」という文言は必ずしも一般的なものではないため、金融庁におけるそれらの内容を記載していただきたい。</p>	<p>本基本方針は、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」を踏まえ、個別分野ごとの考え方と進め方を示すディスカッション・ペーパーの一環として、利用者保護と市場の公正・透明に関する分野、その中でも特に、法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢として扱われてきた分野を扱うものです。</p>
6.	<p>「コンプライアンス・リスク管理」という用語は、あまり一般的ではないと思われるが、本基本方針の中で「コンプライアンス・リスクとは何か」といった明確な定義が行われていない。</p> <p>「コンプライアンス」は、狭義にも、広義にも捉えることができるため、本基本方針の中で「コンプライアンス・リスク管理」の定義を明確化していただきたい。</p>	<p>その上で、金融機関を巡る環境の急速な変化及び活動の国際化に対応し、また、経営に重大な影響をもたらす不祥事等の発生を防止するためには、最低基準としての法令(業法)等を遵守するだけでなく、各金融機関において、コンプライアンスは経営の問題であるとの認識が醸成され、コンプライアンスをリスク管理の一環として捉えることや、ビジネスモデル・経営戦略と一体の自社にとっての最適なリスク管理態勢の整備や問題事象の未然予防に向けた自律的な取り組みがなされること等が期待されます。</p>
7.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(1)の「また、ビジネスモデル・経営戦略を検討する際にも、コンプライアンス・リスクを含むリスクについて幅広く検討し、前広に考慮していく必要がある」との記載から、本基本方針における「コンプライアンス・リスク」につき、数あるリスクの1つとしての概念と理解した。</p> <p>一般的に、「コンプライアンス」とは「社会的規範も含む法令等遵守」と理解しているが、本基本方針における「コンプライアンス・リスク」とは、具体的にどのようなリスクを想定しているのか。</p> <p>(理由等)</p> <p>コンプライアンス・リスクの概念を明確化し、必要となる対応を検討するため。</p>	<p>このような背景に鑑み、各金融機関自身において、そのビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、何が自社にとってのリスクにつながるかを検討していただく必要があることから、本基本方針では「コンプライアンス・リスク」及び「コンプライアンス・リスク管理」につき具体的な</p>
8.	<p>本基本方針における「コンプライアンス・リスク管理」という文言は、法令遵守上の狭義のリスクマネジ</p>	

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>コメントを指していると思われるが、この文言では、一般的にいうところの「リスク管理」も含まれるような混同が生じるのではないかと思われるため、この文言が「コンプライアンスに係るリスク管理」を指すものであることを明確にする記載を盛り込んでどうか。</p>	<p>定義を置いておりません。</p>
9.	<p>本基本方針の表題ともなっている「コンプライアンス・リスク」の定義について確認しておきたい。  「コンプライアンス・リスクとは、適用されるすべての法律、規制、行動規範、適切な実務基準（総称して「法律、規則および基準」）を遵守しなかった結果として銀行が被るかもしれない法律上または規制上の処罰、金銭的損失あるいは評判上の損失」として、過去にバーゼル銀行監督委員会が定義した内容と同じと考えてよいか。または、新たな意味合いを持つものなのか。後者の場合には当局が考える具体的内容を示していただきたい。</p>	
10.	<p>本基本方針は、「コンプライアンス・リスク」という種類のリスクに関する基本方針と位置づけられているように見受けられるが、その他のリスク（与信リスク、システムリスク、事務リスク等）については、基本的には本基本方針のスコープの対象外との理解でよいか。  （理由等）  本基本方針の位置づけと、対象となるリスクの範囲を理解するため、明確化したい。</p>	<p>金融機関が管理すべきリスクには様々なものがありますが、顕在化した問題事象の根本原因が共通である場合や、コンプライアンス・リスクに関する問題事象が他のリスクが顕在化する予兆である場合等、コンプライアンス・リスク管理と他のリスクが関連するケースが考えられます。</p>
11.	<p>本基本方針の「I. はじめに」には、「本文書は、個別分野ごとの考え方と進め方を示すディスカッション・ペーパーの一環として、利用者保護と市場の公正・透明に関する分野、その中でも特に、法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢として扱われてきた分野を扱う」と記載されている。  これを踏まえると、金融検査マニュアルにおける「法令等遵守態勢」と「顧客保護等管理態勢」に関する事項が「コンプライアンス・リスク管理」の主な対象と捉えてよいか。</p>	<p>そこで、基本的には他のリスク・カテゴリーに分類されるリスクであっても、各金融機関にとってのコンプライアンス・リスクに関連する場合には、本基本方針の考え方が妥当すると考えられる旨を本基本方針に追記しました。  例えば、以下のような場合に、信用リスク、システムリスク又は事務リスクとコンプライアンス・リスクが関連すると考えられます。  （例）  ・収益至上主義の傾向を有する企業文化の下で、無理な営業活動、杜撰な与信審査、審査関係書類の改竄等の不正が行われる場合（※信用リスクとコンプライアンス・リスクが関連する事例）</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>・脆弱なセキュリティ態勢の下、コンピューターの不正利用や機密情報の流出が発生し、事後対応の不適切さも相俟って、顧客の被害、金融機関の経済的損失やレピュテーションの著しい低下等につながる場合（※システムリスクとコンプライアンス・リスクが関連する事例）</p> <p>・事務ミス、事故、不正等を軽視し、根本原因を同じくする事象が多数又は広がりをもって発生していることを看過している場合（※事務リスクとコンプライアンス・リスクが関連する事例）</p>
12.	<p>本基本方針の位置づけについて、「本文書は、個別分野ごとの考え方と進め方を示すディスカッション・ペーパーの一環として、…法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢として扱われてきた分野を扱う」とある。</p> <p>現行の検査マニュアル「法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」には、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策の態勢の整備に係る記載があるが、本基本方針の中には具体的な記載はない。</p> <p>この点、基本的な考え方・進め方は本基本方針に準拠しつつ、具体的な論点については、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（2018年2月6日）等に基づき、金融機関との対話を行っていくことを想定していると理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
13.	<p>本基本方針の位置づけについて、「本文書は、個別分野ごとの考え方と進め方を示すディスカッション・ペーパーの一環として、…法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢として扱われてきた分野を扱う」とある。</p> <p>現行の検査マニュアル「顧客保護等管理態勢の確認検査用チェックリスト」には、顧客説明や顧客サポート等に係る態勢整備の記載があるが、本基本方針の中には具体的な記載はない。</p> <p>「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」において、「例えば、利用者保護上の特定の課題などについて、重点的にモニタリングを行った場合には、ある程度成果がまとまった段階で、必要に応じその結果と今後の課題や着眼点等を公表する」とあるとおり、今後、金融機関との対話におい</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	て金融庁が認識した顧客保護等管理態勢に係る課題や着眼点等をタイムリーに公表していただきたい。	
14.	<p>「対話」に用いるという本基本方針の位置づけや内容については賛同する。ただし、以下の観点のリスクを念頭においた運用が必要かと思われる。</p> <p>①検査マニュアルから、本基本方針に見られるプリンシプルベース的なアプローチへの移行が、個々の金融機関のベストプラクティスの追求を通じ、結果的に「コンプラ疲れ」を助長する、更には国全体としての金融サービスを高コスト化するリスク。</p> <p>②検査マニュアルのルールベースでの運営に比べて、金融行政が恣意的と見られかねないリスク。</p> <p>そのため、①・②については、以下の方策が有効と思料する。</p> <p>①ベストプラクティスの共有化</p> <p>②検査・監督に関する意見交換の継続 (理由等)</p> <p>本基本方針に見られるプリンシプルベース・アプローチは、法令や検査マニュアル等に基づいたルールベースの運営に比べて、以下の特徴があると考えられるため。</p> <p>①プリンシプルベースは金融機関・当局双方に解釈の余地があるため、結果として判断のブレが生じるリスクが生じる可能性は排除できないこと。</p> <p>②本基本方針では各社行の特性(地域性・規模等)に応じた態勢を適切に整備することが求められているが、個々の金融機関は他社行との横比較を強く意識し、ベストプラクティスを追求することで、結果として必要以上の管理を行ってしまうリスクが排除できないこと。</p>	<p>①について</p> <p>今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。</p> <p>②について</p> <p>リスクベースのモニタリングへの移行に際し、基準があいまいになり、モニタリングが恣意的又は過度に裁量的なものとなることを防ぐため、モニタリングを行うための金融庁としての課題の設定や方針の策定、国内外の重要な問題事例についての研修(ケース・スタディ)を通じたモニタリング能力の向上、各施策の財務局への周知徹底等、必要な態勢整備を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、検査・監督の個別の対応に係る内部検証、検査・監督の品質に係る外部評価の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的な改善を行ってまいります。</p> <p>足元、ご意見にあるような懸念等を解消するためにも、②の業界団体及び各金融機関との意見交換は重要であり、金融庁としても継続的に行ってまいりたいと考えています。</p>
15.	「コンプライアンス・リスク管理」では、リスクベース・アプローチや3線防衛等の考え方を取り入れてリスク管理を行うことになるが、この基本方針には具体的な取組み・事例等の記載が少なく、基本方針のみ	今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出さ

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>でリスク管理態勢を構築することはやや難があると考える。 このため、より具体的な内容を記載した指針等の提示をお願いしたい。</p>	<p>れる共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。</p>
16.	<p>今後、具体的にどのようにモニタリングが行われるか見えない面もあるが、予見可能性を高めるとともに、納得感のあるモニタリングとなるよう配慮していただきたい。 加えて、各行の創意工夫を後押し頂く意味でも、双方向の議論、建設的な対話をお願いしたい。 また、本方針に基づく検査・監督について、金融庁の各部局や各財務局等の間で連携し、統合的に対応いただくようお願いしたい。</p>	<p>リスクベースのモニタリングへの移行に際し、基準があいまいになり、モニタリングが恣意的又は過度に裁量的なものとなることを防ぐため、モニタリングを行うための金融庁としての課題の設定や方針の策定、国内外の重要な問題事例についての研修(ケース・スタディ)を通じたモニタリング能力の向上、各施策の財務局への周知徹底等、必要な態勢整備を引き続き行ってまいります。 また、検査・監督の個別の対応に係る内部検証、検査・監督の品質に係る外部評価の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的な改善を行ってまいります。</p>
17.	<p>新たな領域から発生するリスク等については、金融機関が実際に採るべきアクションとして、もう一段ブレークダウンした情報共有(ベストプラクティスの共有化や意見交換の継続)をしていただきたい。 平成20年4月に公表された「金融サービス業におけるプリンシプルについて」では、具体的なイメージが別紙1に記載されている。本基本方針にも今後別紙1のような文書が添付される予定はあるか。 また、本基本方針と「金融サービス業におけるプリンシプルについて」の別紙1は、どのような関係になるのか。 (理由等) 本基本方針を定着させるためには、事案(新たな領域から発生するリスク等)によっては、もう一段ブレークダウンしたアクションを明確に記載した方が実効的と思われるため。 上記の対応として、「金融サービス業におけるプリンシプルについて」等への追記・拡充等により、対応する選択肢もあるのではないかと考えられるため。</p>	<p>今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。 なお、本基本方針との関係において、「金融サービス業におけるプリンシプルについて」の別紙1を改訂する等といった具体的な予定はありません。 また、本基本方針は、「金融サービス業におけるプリンシプルについて」の別紙1の内容と矛盾・抵触するものではないと考えられます。</p>
18.	<p>「金融機関」と「金融機関等」を分けて記載しているが、「金融機関等」には金融商品取引業者は含ま</p>	<p>本基本方針は、その名宛人を特定の業種の金融機関に限定してお</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	れるか。	<p>らず、広く、金融商品取引業者も含む趣旨で「金融機関」という文言を使用しております。</p> <p>なお、本基本方針中、「金融機関等」という文言が存在する箇所は以下の2箇所であり、当該文言を使用した趣旨は、それぞれ以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Iにおける「小規模金融機関等」という文言：比較的小規模な金融機関だけでなく、その関連会社、関連する個人等との対話の際の姿勢をも明らかにする趣旨。</li> <li>・IV-1-(3)における「先進的な取組みがみられる金融機関や特徴がある金融機関等」という文言：「先進的な取組みがみられる金融機関」及び「特徴がある金融機関」と同列に扱うべき金融機関を包含する趣旨。</li> </ul>
19.	本基本方針の「モニタリング」とは、業法上の立入検査を意味しているのか。あるいはアンケート、ヒアリング等の幅広い手段を意味しているのか。	本基本方針では「モニタリング」という文言につき、いわゆる立入検査だけでなく、実態把握等の目的で行うアンケート、ヒアリング、資料提出の要請等を幅広く含む趣旨で使用しています。
20.	<p>本基本方針に盛り込まれた、IT をめぐる飛躍的革新やグローバル化の急速な進展に伴う、新たな領域からのリスクの発生の可能性や金融機関の厳しい経営環境に追い込まれての不祥事の顕在化などによる、その一体管理への着眼は、時宜を得た取組みと思われる。</p> <p>重要な着眼点として、【経営の根幹をなすものであること】、【リスク管理の枠組み】、【人材や情報通信技術等のインフラ】面からの経営・ガバナンス及びリスクベース発想への視野拡大を挙げているの物的確な指摘と頷かされる。</p> <p>一方で、現在の「主要行等向けの総合的な監督指針」では、経営・ガバナンスは「Ⅲ-1 経営管理(ガバナンス)」に、コンプライアンスは「Ⅲ-3 業務の適切性等」に、リスク管理は「Ⅲ-2 財務の健全性等」及び「Ⅲ-3 業務の適切性等」に、それぞれに分かれた形で記載されているように読める。</p>	貴重なご意見として承ります。

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>主要行等の態勢整備は、監督指針への適切な対応が図られるよう整えられていると理解される。そのため、経営管理(ガバナンス)は取締役会・経営管理部門が経営上の重要な課題にフォーカスし、コンプライアンスはコンプライアンス部門がマネー・ローンダリング、金融犯罪、反社会的勢力関係遮断などの法令遵守中心に焦点を当て、リスク管理は与信管理部門が信用リスクを、マーケット管理部門が市場リスク・流動性リスクを、システム部門がシステムリスクを、事務部門が事務リスクを、法務部門が法務リスクを、人事部門が人的リスクを、プロパティ部門が有形資産リスクを、経営企画部門が規制・制度変更リスクを、広報部門がレピュテーションリスクを、というように細分化して対応しているように見受けられる。</p> <p>コンプライアンス・リスク管理を細分化・形式化されたルールベースの発想から、幅広く柔軟に感度良く想像力を働かせて本質を洞察するリスクベースの発想にシフトしていくことが重要と思われる。このためには当局と金融機関との絶えざるコミュニケーションを通じて、新たなコンプライアンス・リスクの内包・発生の予兆を早期に共有することがポイントと考えられる。</p> <p>それぞれの金融機関には、創業設立の理念、その理念の愚直な実践を通じて築かれる企業文化が大切であり、但し、それが会社のため、組織のためといった内向きの企業風土に変容しないよう、常に自浄作用を失わないことが求められる。役職員一人一人が普段から備えるべき「良識」、「倫理観」に立ち返り、それが「組織の良識・倫理観」として維持されることが不可欠である。そのためには一過性でない持続的な人材育成・教育は一見地味でありながら、社会に必要とされる企業存続の要諦である。さらに経営トップには企業の外からの視点がこれまで以上に求められている状況で、そのためには積極的な情報開示による社内外との対話がコンプライアンス・リスク管理の要点と思われる。</p>	
21.	<p>改正保険業法が施行され 2 年以上が経過したが、特に保険代理店の場合は、その規模や業態(専業・兼業の差異や専属と乗合の差異等)、主たる顧客層の差異(個人メイン、法人メイン、損保メイン、生保メイン等)により、同じ保険業界でもメーカーである保険会社と比較し、多様な状況となっている。</p> <p>そのような背景の中で、【実質・未来・全体】の方針に関して、今後の少子高齢化の中で、顧客本位の営業方針を徹頭徹尾求めていくためにも、今後、保険代理店向けのモニタリング等を実施する際に</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>は、保険代理店の経営方針等を十分に理解した上で、保険マーケットの健全化と保険代理店としての経営方針が合致しているか、また問題点や課題がどこにあるのかを十分対話できるようなモニタリングとなることを期待する。</p>	
<b>I. はじめに</b>		
22.	<p>金融機関としては、今後順次策定されていく分野別の「考え方と進め方」を参考にして、自律的に自社態勢の整備を図っていくことが必要であると認識しており、「考え方と進め方」に対しては、今後も積極的にパブリックコメントで意見提示をしたり、これを元に対話を進めたりしていきたいと考えている。もっとも、今後どのような分野の「考え方と進め方」が策定されるかという全体像が示されていない中で、今回のパブリックコメントにおいて、このコンプライアンス・リスク管理分野に関する「考え方と進め方」案の適切性等を評価するのも困難な面があり、今後「考え方と進め方」を策定することを想定している分野について、可能であればスケジュール感とあわせて示してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。          なお、分野別の「考え方と進め方」については、必要性の高いと思われるものから、今後順次ディスカッション・ペーパーの形で策定・公表していく予定です。</p>
23.	<p>金融検査マニュアルには、形式的・画一的な対応が強いられるといった弊害が生じることがあった一方で、金融機関は、同マニュアルのチェック項目や例示を、適切な法令等遵守態勢や顧客保護等管理態勢の構築にあたっての参考としつつ、現行実務を築き、有効に機能してきた面があることも事実である。</p> <p>金融検査マニュアル廃止後においても、仮に当局において最低基準を充たしているか等を確認するために、統一的に重視すべき考え方、視点、ポイント等があるとするれば、そうした事項については、予め、明確、かつ、わかりやすくしていただければ、金融機関における態勢整備の二度手間等が生じる懸念を減らすことができる。</p> <p>については、金融機関の現場実務・創意工夫を画一的・形式的に拘束することがないこと、一方で、最低基準の充足等について予見可能性を確保することの両面を踏まえつつ、当局と金融機関の意識の共有に有益と考えられる情報については、基準・ルール、概念・考え方、事例など、その示すべき項目に応じて適切な方法で明らかにするようお願いしたい。</p>	<p>本基本方針を用いた対話に当たっては、金融機関の規模・特性を十分に踏まえた議論を行うとともに、実効的なコンプライアンス・リスク管理に取り組んでいるかという観点から対話を進めてまいります。</p> <p>また、今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。</p>
24.	<p>I に「検査マニュアルの廃止は、これまでに定着した実務を否定するものではなく、金融機関が現状の</p>	<p>法令等遵守態勢やリスク管理態勢を含む、いわゆる内部統制シス</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>実務を出発点に、より良い実務に向けた創意工夫を進めやすくするためのものである」との記載があるが、検査マニュアル規定の現状の実務を取り止めるとするならば、経営陣主導によるリスクベース・アプローチによる分析の結果、取り止めるというプロセスが必要との理解でよいか。</p>	<p>テムの構築は、経営陣の善管注意義務の内容を構成すると考えられることから、現状の態勢を変更するには経営陣の判断が伴うことになると思います。</p>
<h2>II. コンプライアンス・リスク管理の高度化の必要性</h2>		
<h3>1. 従来取り組み</h3>		
25.	<p>II-1 の「・・・他方で、法令違反の有無を形式的に確認したり、また、個別事案の部分的な事項の事後検証に焦点を当てた従来の検査姿勢が、金融機関の上記対応を助長し、むしろ内部管理の合理性・効率性の追求を阻害している面もあった」という箇所に関して、より具体的に(事例を挙げる等)記載してほしい。</p>	<p>例えば、金融機関において、検査マニュアルで示されたチェックリストに沿う形で態勢整備等を行っている旨の証跡作りや、ルールを遵守するためのルール作りといった作業に必要以上に注力し、内部管理の合理性・効率性の追求が阻害されていた事例等があげられます。</p>
<h3>3. 経営に重大な影響をもたらす不祥事の発生</h3>		
26.	<p>最近、地域銀行による不適切な融資が行われており、真に法令等遵守態勢が各預金取扱金融機関の経営陣や上級管理職に徹底されているかどうか疑問がある。</p> <p>報道によると、7年間も金融検査が行われていない地域銀行もあるとのことで、まったく緊張感がないのではないか。このような不祥事件が発覚している現状では、以前のように定期的に立入検査を行い、経営陣を厳しく追及したほうが「コンプライアンス・リスク管理の高度化の必要性」を認識してもらうことができるのではないか。</p> <p>不祥事件のような事案が発生し、報道されると、金融庁が不甲斐ないとの印象を国民に与えるだけで、本基本方針も国民からの理解を得られないのではないか。</p> <p>先ず、本基本方針の適用前に、全預金取扱金融機関に対して、立入検査をして金融検査評価制度に基づき評価を行い、その評価を元に各預金取扱金融機関の状況に応じて、コンプライアンス・リスク管理の高度化を図る必要があるのではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>近時の金融機関が関連する不祥事を踏まえ、コンプライアンス・リスク管理に関し、①メディア報道や外部からの照会等、②当局等への苦情・相談事例、③一般事業会社を含む国内外の不祥事、④国内外の法令・制度の改正や判例の動向、⑤海外当局や国際機関における議論の動向、⑥経済・社会環境の変化(SDGs への注目の高まり等)等を踏まえた幅広い情報収集を通じてリスク要因やその程度を業態横断的に前広に把握・評価し、そのリスクの程度に応じてメリハリを付けたモニタリングを行ってまいります。</p> <p>また、モニタリングの対象とする金融機関は、リスクが高いと考えられる金融機関や、今後リスクが高まる可能性がある金融機関を中心に選定します(前回の立入検査等から期間が経過している等、当局の予見が困難な問題事象が生じている可能性の高まっている場</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>合を含みます)。</p> <p>その際、個々の金融機関のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を踏まえた分析や、当局の問題意識を踏まえた金融機関(経営陣、事業部門、管理部門及び内部監査部門等の責任者、社外取締役等)との対話・議論を行うことを通じて、互いのリスク認識を共有・深化させることを図ってまいります。</p> <p>さらに、個々の金融機関において生じた問題の根本要因を把握すること等を通じ、その要因が他の金融機関・業態においても広がりを持って問題として生じる可能性も考慮いたします。</p> <p>以上に加え、より効果的なモニタリングを行うための施策につき、本基本方針のIV-1-(2)、(3)及び(5)に追記しました。</p>
<b>III. 金融機関における管理態勢</b>		
<b>1. 経営・ガバナンスに関する着眼点</b>		
<b>【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】 (1) 経営陣の姿勢・主導的役割</b>		
27.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(1)に「また、ビジネスモデル・経営戦略を検討する際にも、コンプライアンス・リスクを含むリスクについて幅広く検討し、前広に考慮していく必要がある。その際、抽象的な事実ではなく、具体的な事実(数字・金額等)を踏まえることが重要となる」との記載があるが、「数字・金額等」として具体的に想定しているものがあれば示してほしい。</p>	<p>ビジネスモデル・経営戦略を前提に、事業計画達成のために進んで受け入れるべきリスクの種類や総量を検討することは、健全性を維持しつつ、企業価値の成長・向上を実現する上で重要であると考えられます。</p>
28.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(1)に「具体的な事実(数字・金額等)を踏まえること」とあるが、対応のイメージが掴みにくい。できることなら例示を示してほしい。</p> <p>一つの案であるが、例えば、III-2-(1)の「リスクベース・アプローチ」の箇所、「リスクの特定・評価」のプロセスについて記載されているが、そのプロセスにおいて、自社では以下についての過去実績を踏まえることが考えられた。</p> <p>・発生頻度</p>	<p>定量的な指標やリスク計測手法が用いられることの多い信用リスクや市場リスク等と異なり、コンプライアンス・リスクについては、定量化することが困難ですが、定量化可能な指標等を検討することは有用であり、考慮され得る「具体的な事実(数字・金額等)」の例としては、以下のものが考えられます。</p> <p>(例)</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>・損失金額 この考え方は、本基本方針の考え方と整合するか。</p>	<p>・近時発生している社内規程違反の件数、発生頻度 ・近時寄せられている苦情の件数</p>
29.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(1)の経営陣による具体的な数字に基づくリスク評価とは何を指すのか、想定している具体的な数字の例について示してほしい。</p>	<p>・近時提起された訴訟や ADR の件数、訴額</p>
30.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(1)に関し、ビジネスモデル・経営戦略を検討する際、不正による被害や法令違反に伴う制裁金等のコンプライアンス・リスクについて、具体的な金額等に数値化することが困難なケースもある。そのようなケースについては、各社の創意工夫のもと、合理的な推定に基づき対応することも許容されると考えるが、そのような理解でよいか。</p>	<p>経営陣が経営判断を行う際に、不確実な要素につき、各金融機関の創意工夫のもと、合理的な推定に基づき対応することを否定するものではありませんが、当該推定等の前提となる「具体的な事実」が存在し、それを踏まえることは重要であると考えます。</p>
31.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(1)の第 5 段落において、「抽象的な事実ではなく」とするのは誤りで、「抽象的な事実『だけ』ではなく」とするのが適切である。 具体的な事実を踏まえて検討するのは当然であり、更にその先にある未だ見えないものに対する手がかりとして、経営陣が「事務」ではなく、「経営判断」を行うために、抽象的な事実を踏まえざるを得ないことがあり得る。</p>	<p>そこで、ご指摘を踏まえ、「抽象的な事実だけではなく、具体的な事実(数字・金額等)を踏まえることが重要となる」という記載に修正しました。</p>
<p><b>【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】 (2) 内部統制の仕組み</b></p>		
32.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(2)の「次に、一般的に、人事・報酬制度は、個々の役職員へのインセンティブとして作用し、そのあり方は、役職員の行動に大きく影響を及ぼすものであることから、コンプライアンス・リスク管理と密接に関連するものであると言える。そのため、経営陣が示した姿勢やあるべき企業文化と整合的な形で人事・報酬制度を設計し、実際に運用することが重要となる」という箇所に関して、人事・報酬制度が「コンプライアンス・リスク管理と密接に関連するもの」という部分につき、金融庁の考え方をより具体的に記載してほしい。</p>	<p>例えば、経営陣から短期収益重視のメッセージが過度に発せられ、営業成績に重きを置く一方、法令等の遵守を軽視した人事・報酬制度が構築されると、多少の不正を伴ったとしても営業成績を向上させれば良いという不適切な動機の形成や機会の提供につながる事態が懸念されます。 このような懸念を前提として、人事・報酬制度がコンプライアンス・リスク管理と密接に関連するとの整理を行っているものであり、この点を本文脚注に追記しました。</p>
33.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(2)の「内部統制の仕組み」にかかる記載において、「現実には、内部通報制度が活用されず」とある。</p>	<p>内部通報制度の実効性向上のための取組みとしては、例えば、以下のものがあります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>各金融機関ともに、内部通報制度の実効性向上に取り組んでいるものの、通報者保護の懸念の払拭や役職員の関心の引上げ等の課題も多い。</p> <p>各金融機関における今後の対応の参考となるよう、金融庁が金融機関との対話において把握した取り組みの好事例を共有してほしい。</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報先(連絡先)を役職員が普段アクセスしやすく、わかりやすいところに示している事例</li> <li>・社内研修等において、内部通報制度の存在意義、趣旨、通報すべき事案の例等を定期的に周知徹底している事例</li> <li>・匿名での通報を可としている場合において、匿名性が担保される旨を周知徹底している事例</li> <li>・内部通報を行ったことが人事評価において不利に扱われない旨を周知徹底している事例</li> </ul>
<p><b>【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】 (3) 企業文化</b></p>		
34.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(3)の「経営陣は、経営方針を踏まえた、あるべき価値観・理念や企業文化を明確にし、その醸成に努める」との記載に関して、倫理方針や行動規範等の制定は、企業にとって説明責任の制度化としての意義を有することを踏まえ、役職員が直面する、企業倫理などの普遍的な価値と企業の短期的利益などの特殊な価値との衝突を解消して、行動価値の優先順位を示すことが、実効性のある規範となるために必要であることを強調すべきと考える。</p> <p>また、規範の効力を高め、説明責任を開示する意味においても、倫理方針や行動規範の公表も要請すべきではないか。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、あるべき価値観・理念や企業文化を明確にし、その醸成に努めるための方法は、各金融機関の創意工夫に委ねられるべきものであると考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
35.	<p>III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(3)の企業文化にかかる考察が浅いように思われる。</p> <p>「金融機関の役職員が共有する基本的な価値観・理念や行動規範」は、その多くが明文化されているが、役職員の行動や意思決定に大きな影響を及ぼすような企業文化は不文律として土着しているからこそ、屋台骨をなし、かつ、根深い問題を惹起する。そのような不文律は、会社定款よりも広範に、役職員の行動を規律しており、我が国における憲法典に対する憲法や国体の関係に類するように思われ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>る。</p> <p>このような企業文化は、凡そ、活かすも殺すも専ら経営陣の矜持識見に帰するところが大きく、良い風土を促進し、悪い風土を根絶するために、経営陣による深い洞察と予見により、コンプライアンス・リスクの抑止に率先して努める必要がある。</p> <p>そのため、「あるべき価値観・理念や企業文化を明確にし、その醸成に努めることが重要」とした結論付けは、至極真っ当である。</p>	
<p><b>【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】 (4) 外に開かれたガバナンス態勢</b></p>		
36.	<p>検査マニュアルにおいても「経営管理(ガバナンス)態勢」について明記されているが、取締役・取締役会等に関する記載が主であり、III-1-【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】-(4)にあるような「経営陣に対する牽制機能が働く適切なガバナンス態勢」との表現は使われていなかった。</p> <p>当該表記の背景、当局としての具体的な課題認識について示してほしい。</p>	<p>コンプライアンス・リスク管理を向上させるためには、経営陣において、ビジネスモデル・経営戦略・企業文化とコンプライアンスを表裏一体であると認識し、経営目線で内部管理態勢の構築を主導していくことが重要となります。</p> <p>経営陣に対しては、その判断の妥当性・公正性を客観的に確保すべく、取締役会、監査役(会)、監査等委員会、監査委員会等による牽制機能が働く必要がありますが、さらに「社内の常識」と「世間の常識」の乖離を防ぐためには、社外取締役をはじめとする外部の有識者等の視点が活用されることが重要であると考えられます。</p> <p>また、近時の経営に重大な影響をもたらす不祥事の発生等を踏まえ、社外取締役等による経営陣に対する監督・牽制等の重要性が強く認識されているところです。</p> <p>かかる観点から、「経営陣に対する牽制機能が働く適切なガバナンス態勢」という表現を使用しています。</p>
<p><b>【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (2) 管理部門による牽制</b></p>		
37.	<p>検査マニュアルにおいても「コンプライアンス統括部門の態勢整備」について、「取締役会等は、コンプライアンス統括部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人材を適切な規模で配置し、当</p>	<p>人材の固定化等により、事業部門に比べて管理部門や内部監査部門の発言力等が相対的に低下しているといった事例が見られること</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか」との記載があるが、本基本方針の III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(2)には、「十分な権限や地位を付与」、「十分な人材を質及び量の両面において確保」との記載があり、検査マニュアルよりも更に高いレベルでの管理部門の機能・役割発揮が期待されているものと判断される。</p> <p>当該表記の背景、当局としての具体的な課題認識について示してほしい。</p>	<p>があり、このような事例を踏まえ、原案の記載となっているものです。</p>
38.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(2)には管理部門は、「事業部門の業務及びそこに潜在するリスクに関する理解・・・が求められる」とあり、また、III-1-【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】-(1)には「コンプライアンス・リスク管理を実効的に行うには、金融機関のビジネスに関する深い知識・経験・・・(が)重要である」とあるが、必ずしも事業部門と同じレベルの専門知識や経験が求められるのではなく、システム部門等との連携、必要に応じた第三者意見等により、管理部署として牽制機能が発揮できればよいという理解でよいか。</p> <p>(理由等)</p> <p>高度な専門的知識を必要とする分野が拡大しており、例えば、サイバーセキュリティ等、コンプライアンス・リスク管理部門に、専門家を複数名配置することは難しい業務運営実態があることや、日進月歩で進展する分野では、人材ローテーションが追いつかない面があると考え。</p>	<p>人材配置・ローテーションについては、各職員の知識のレベルや適性、各職員の異動希望、キャリア・パス等を踏まえて検討する必要があると考えられますが、各金融機関自身が、際限ある人材をどのように配置すれば自社のコンプライアンス・リスク管理に資するかという観点や長期的な人材育成の観点からそれぞれ判断し、社内に適切な人材が不足している場合には専門知識を有する人材を外部から募集すること等も考慮した上で、態勢整備を行うことが重要であると考えられます。</p>
39.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(2)の「独立した立場から牽制する」及び「その独立性を担保すること」という記載は、第三線である内部監査部門の独立性と混同されやすく、また結果的に内部監査部門の独立性も弱める印象を与えるため、管理部門については「客観的に分析・評価する立場」及び「その客観性を担保すること」と書き換えることが望ましいのではないかと。</p>	<p>事業部門からの独立性は、内部監査部門だけでなく、管理部門においても重要であると考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p><b>【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (3) 内部監査部門による検証</b></p>		
40.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の内部監査について、「事務不備の検証や規程等への準拠性の検証にとどまる等の傾向がみられた」ことの要因として「リスク・アセスメントが不十分」であることがあげられている。</p> <p>III-2の「リスクベースの発想への視野拡大に関する着眼点」にも記載されているが、「リスク・アセスメン</p>	<p>リスク・アセスメントの不十分性については、従来、内部監査に見られた一例として記載しているものであり、その背景には、内部監査に対する経営陣の理解や後押しの不足等の理由から、内部監査部門の役割が限定的に捉えられていた傾向があると考えられます。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	ト」は、「リスクベース」監査を進めるための手法のひとつであり、より根本的な要因を記載される方が良いと考える。	ご指摘を踏まえた明確化の観点から、「従来、内部監査については、経営陣の理解や後押し不足等の理由から、その役割が限定的に捉えられ、リスク・アセスメントが不十分であり、また、事務不備の検証や規程等への準拠性の検証にとどまる等の傾向がみられた」という記載に修正しました。
41.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「従来、内部監査については、リスク・アセスメントが不十分」のところで、リスク・アセスメントが不十分であった事例が示されていると、今後の議論を進めていく上で有用なのではないか。</p> <p>III-2-(1)の「①リスクの特定・評価」が不十分であったとを指していると思われるが、リスク・アセスメントの重要性に鑑み、重複しない範囲でより具体的な事例が示されることにより、議論の材料として、より有用なものとなるものと思われる。</p>	<p>リスク・アセスメントが不十分であったと考えられる事例としては、例えば、以下のものがあります(平成30年7月13日に金融庁が公表した「平成29事務年度 地域銀行モニタリング結果とりまとめ」より)。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過度な営業推進による弊害が生じていないかといった問題意識の欠如から、他と比較して突出した業績を上げている営業店に対して監査を実施していない。</li> <li>・経営目標に「役務収益増強」、「ミドルリスク層へのリスクテイク拡大」を標榜しているにもかかわらず、それに伴って生じ得るリスクに関する監査を実施していない。</li> <li>・経営方針や経営環境の変化を踏まえることなく、内部監査項目を前年と全く同一としている。</li> <li>・リスク・アセスメントの結果として認識したリスクを監査項目に反映させていない。</li> <li>・市場運用部門に対する監査において、市場リスク管理態勢に着目することなく、他部店と同様に労務管理や情報管理上の問題、ALM委員会への付議状況等、行内の規程・マニュアル等に準拠した事務取扱が行われているかといった観点での監査しか実施していな</li> </ul>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
		い。
42.	<p>あえて傾向としてみられた課題を、III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「内部監査部門による検証」部分に記載した点について明らかにしてほしい。</p> <p>(理由等)</p> <p>「内部監査部門による検証」についてのみ、傾向としてみられた課題(「従来、内部監査については、リスク・アセスメントが不十分であり、また、事務不備の検証や規程等への準拠性の検証にとどまる等の傾向がみられた。」)の記載がされているが、傾向として見られた課題については、III-1-【従来の傾向】に記載の方が整理としては適切ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、III-1-【従来の傾向】の中で整理することも考えられますが、内部監査部門に焦点を当てた課題であることや、課題と改善の方向性の関係をより明確にさせる観点から、内部監査部門に関する各論の中で整理したものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
43.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「もっとも、内部監査の質を向上させるためには」の文頭の「もっとも、」は必要ないのではないか。</p> <p>「もっとも、」が接続詞として使用されているのか副詞として使用されているのか分かりづらい。「もっとも、」がなくとも文意は通じると思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>
44.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】は、(1)から(4)の着眼点に整理して記載されている。中でも「(3) 内部監査部門による検証」の記載は、他の(1)、(2)、(4)に比して分量が厚く、金融庁が他の(1)、(2)、(4)の着眼点よりも重視していることがうかがえると考える。</p> <p>この「(3) 内部監査部門による検証」の記載の中で、内部監査による経営陣への規律づけ、経営陣への牽制機能への言及があるが、このような内部監査による経営陣への牽制という考え方はこれまであまり強調あるいは議論されていなかったように思う。今回、このような考え方を出示してきた背景にある考えを明らかにしてほしい。</p> <p>また、現在、多くの証券会社では、内部監査部門は社長の直轄となっており、また、内部監査委員会等の委員会があっても、やはり議長あるいは委員長が社長であり、構成委員も取締役や執行役員であることが多く、必ずしも経営陣からの独立性が担保されていない態勢であることが多いものと理解しているが、そのような中で、本基本方針で言及する内部監査部門による経営陣への牽制機能をどのように発揮していくことが期待あるいは想定されているのか明らかにしてほしい。</p>	<p>従来、内部監査については、経営陣の理解や後押し不足等の理由から、その役割が限定的に捉えられ、リスク・アセスメントが不十分であり、また、事務不備の検証や規程等への準拠性の検証にとどまる等の傾向が見られましたが、コンプライアンス・リスク管理が経営の根幹をなすものであり、経営目線での管理態勢の構築が重要であることを踏まえると、事業部門及び管理部門から独立した立場において、かかる管理態勢につき検証することのできる内部監査部門の役割が重要となると考えられます。</p> <p>このような問題意識から、内部監査においては、経営陣の構築した管理態勢の実効性についても、その検証範囲に含めることが重要であり、その検証の結果、不備や改善点が見つかった場合には、経営陣への規律づけの観点、経営陣に対する牽制機能発揮の観点</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>また、かかる内部監査部門による経営陣への牽制機能の発揮のために、内部監査部門の経営陣からの独立性を図るべきと金融庁が考えているのかも明らかにしてほしい。</p>	<p>から、必要な指摘、助言、提言等を、経営陣に対し行うことが重要であると整理しているものです。</p>
45.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)に「内部監査の質を向上させるためには、・・・金融機関の経営陣への規律づけの観点から内部監査を実施することが必要となる」とあるが、内部監査部門の本来優先すべき機能は経営監視機能ではなく経営サポート機能と認識している。</p> <p>原案の書きぶりだと、理事会・取締役会等の「経営監視機能」的なものが、当然にして内部監査部門に期待されているような誤解を生じる可能性がある。</p>	<p>また、内部監査部門の組織上の位置づけ(指揮命令系統やレポートライン)については、機関設計に応じて様々な考え方がありますが、どのような位置づけであったとしても、形式にとらわれることなく、内部監査部門がコンプライアンス・リスク管理の観点から期待されている必要な指摘、助言、提言等を、経営陣に対し適切に行うことが重要であると考えられます。</p>
46.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「金融機関の経営陣への規律づけの観点から内部監査を実施することが必要となる」について、内部監査部門が必ずしも経営陣の活動全般について検証することまでは求められていないという理解でよいか。</p> <p>企業によって機関設計の態様及び内部監査部門の位置づけは異なっており、内部監査部門においては各社その位置づけに応じ、内部統制の有効性の評価等高度化に取り組んでいくものと理解している。</p>	
47.	<p>内部監査の今後のあり方は、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」の別紙「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」に示されている。これに関連し、本基本方針が念頭に置いている内部監査部門の態勢について確認したい。</p> <p>本基本方針は、III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)において、「金融機関の経営陣への規律づけの観点から内部監査を実施することが必要」であり、また「内部監査が有効に機能するためには、経営陣に対して牽制機能を発揮できる態勢を構築することはもちろん重要である」としている。</p> <p>この背景として次の記載がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「現実には、経営トップを含む経営陣や中間管理者自身が、あるべき姿勢を示すどころか、自ら不正の当事者となっている事案も少なくない。」</li> <li>・「経営陣の収益至上主義的な姿勢が問題発生の主な要素となっている場合に、その問題を避けて根本的な解決に至ることは望めない。」</li> </ul>	

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>また、金融庁が公表している「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」(平成30年6月13日全国地方銀行協会、同14日第二地方銀行協会)の中に、以下の発言がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「内部監査は、規程等の準拠性の検証に止まっており、『経営事項には踏み込めない』として経営への規律付けの観点からの監査を実施していない先が多数存在していた。」</li> </ul> <p>以上の現状認識を踏まえると、内部監査部門が「経営陣に対して牽制機能を発揮できる態勢」であるためには、内部監査部門は業務執行を行う取締役(頭取等)の指揮命令下にあるべきではない、という考え方が本基本方針の根底にあると思われるが、いかがか。</p>	
48.	<p>監査役設置会社の多くでは、内部監査部門も社長以下所謂経営陣の下に設置されており、監査結果を経営陣にレポートしているものの、経営陣を直接監査対象としているわけではなく、監査における指摘先も第一義的には監査対象部門の長としている。</p> <p>監査役設置会社のこのような実務を否定するものではないことを確認したい。</p>	
49.	<p>本基本方針では、リスク管理の枠組みに関しては、事業部門や管理部門と異なり、内部監査部門についてはガバナンスに係る検証が期待されている。</p> <p>ガバナンスに対する内部監査のアプローチは、会社等の内部組織形態の違いにより異なるため、管理態勢の構築・運用に不備があった場合の対応については、「経営陣に対し指摘して是正」を求める方法と、「管理態勢の改善等について経営陣に助言・提言」する方法が併記されていると理解してよいか。</p>	
50.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「このように、内部監査が有効に機能するためには、経営陣に対して牽制機能を発揮できる態勢を構築することはもちろん重要であるが、さらに、社外取締役、監査役(会)、監査等委員会、監査委員会、外部監査等との間で、…」の記載について、「さらに、」の前に、「そのためには、社外取締役、監査役(会)、監査等委員会、監査委員会との間にも指示・命令系統(レポートライン)を複線的に構築する。」の記載を挿入し、有効性を担保する枠組みを明記することが好ましいのではないか。</p>	
51.	<p>内部監査部門についても、経営陣主導による質・量両面における十分な人材確保が必要。</p> <p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(2)の「管理部門による牽制」に記載の「管理部門がこれら</p>	<p>ご指摘のとおり、人材面の強化は内部監査部門においても必要であると考えられます。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の重要な機能を十分に果たすためには、経営陣が主導して、管理部門の役職員に十分な権限や地位を付与するとともに、その独立性を担保することや、十分な人材を質及び量の両面において確保することが必要となる」と同内容の文章をIII-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「内部監査部門による検証」についても記載してほしい。例えば、以下のように追加してはどうか。</p> <p>「このように、内部監査が有効に機能するためには、経営陣に対して牽制機能を発揮できる態勢を構築するために十分な人材を質及び量の両面において確保することはもちろん重要であるが、さらに、社外取締役、監査役(会)、監査等委員会、監査委員会、外部監査等との間で、制度的な特徴を活かしながら適切に連携し、実効的な監査を実施していくことも重要である。」</p> <p>(理由等)</p> <p>人材面の強化は内部監査部門でも必要であるため。</p>	<p>内部監査部門の人材強化の必要性については、既に社会的にも認識が高まっているところであり、また、本基本方針では、「経営陣への規律づけの観点」や「経営陣に対して牽制機能を発揮できる態勢」といった記載で、人材面の強化の必要性についても間接的に言及しておりましたが、明確化の観点から、「内部監査が有効に機能するためには、経営陣に対して牽制機能を発揮できる態勢を構築するために十分な人材を質及び量の両面において確保するだけでなく、さらに、社外取締役、監査役(会)、監査等委員会、監査委員会、外部監査等との間で、制度的な特徴を活かしながら適切に連携し、実効的な監査を実施していくことも重要である」という記載に修正しました。</p>
52.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「コンプライアンス上の問題事象が生じ、内部監査部門がその調査等を実施する際には、問題事象が生じた背後にある構造的問題に遡り、実効的な再発防止策を策定することが重要となる」という記載について、内部監査部門自らが実効的な再発防止策を策定する趣旨でないことを確認したい。</p> <p>内部監査部門は、業務執行部門(被監査部門)に対して十分な牽制機能が働くよう、独立性を確保することが重要と認識している。</p>	<p>近時、コンプライアンス上の問題事象の調査手法は様々ですが、再発防止策の策定の前提となる調査等は内部監査部門が関与する形で行われる場合が多く、根本原因の分析を前提とした再発防止策の策定そのものについては、経営陣の主導により行われるべきものであると考えます。</p> <p>ご指摘を踏まえた明確化の観点から、「コンプライアンス上の問題事象が生じ、内部監査部門による調査等が実施される場合、経営陣の主導により、問題事象が生じた背後にある構造的問題に遡り、実効的な再発防止策を策定することが重要となる」という記載に修正しました。</p>
53.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)に「コンプライアンス上の問題事象が生じ、内部監査部門がその調査等を実施する際には、問題事象が生じた背後にある構造的問題に遡り、実効的な再発防止策を策定することが重要となる」とある。</p> <p>かかる記載の主旨は、内部監査部門の役割は、「実効的な再発防止策」の策定に資する適切な提言・助言等にあると理解してよいか。</p>	<p>ご指摘を踏まえた明確化の観点から、「コンプライアンス上の問題事象が生じ、内部監査部門による調査等が実施される場合、経営陣の主導により、問題事象が生じた背後にある構造的問題に遡り、実効的な再発防止策を策定することが重要となる」という記載に修正しました。</p>
54.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)に「コンプライアンス上の問題事象が生じ、内部監査部門がその調査等を実施する際には、問題事象が生じた背後にある構造的問題に遡り、実効的な再発</p>	

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>防止策を策定することが重要となる」とあるが、再発防止策の策定は業務執行行為にあたり、内部監査部門自らがこれを行うことは役割として求められていないので、そうとも読めるような表現は避けてほしい。</p>	
55.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「内部監査部門による検証」に係る記載において、「コンプライアンス上の問題事象が生じ、内部監査部門がその調査等を実施する際には、問題事象が生じた背後にある構造的問題に遡り、実効的な再発防止策を策定することが重要となる」とある。</p> <p>内部監査部門の本来的な役割は業務プロセスの有効性の評価であり、被監査部門の再発防止策を策定することはない。</p> <p>上記の記載は、例えば、内部監査部門が、事業部門・管理部門と議論して問題発生に至った根本原因を分析し、事業部門・管理部門に対して再発防止策の策定を提言して、事業部門・管理部門が再発防止策を策定する、ということを意図したものであると理解してよいか。</p>	
56.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「このような根本的な原因の分析を行うためには、経営陣が中心となり、事業部門、管理部門及び内部監査部門等の幅広い役職員による対話・議論を通じて、問題事象に至った背景・原因を多角的に分析・把握する企業文化を醸成することが重要となる」との記載は、「内部監査部門による検証」にとどまる内容ではなく、経営全般に関する言及となっているため、【経営の根幹をなすものであることに関する着眼点】の(1)経営陣の姿勢・主導的役割、または(3)企業文化に移動してはどうか。</p> <p>(理由等)</p> <p>問題事象発生時の対応こそガバナンスの発揮が期待される。</p>	<p>近時、コンプライアンス上の問題事象の調査手法は様々ですが、再発防止策の策定の前提となる調査等は内部監査部門が関与する形で行われる場合が多いと考えられ、その一連の流れを経て行われることになる根本原因分析の議論という観点から、記載の箇所を整理したものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>
57.	<p>内部監査が有効に機能するためには、III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)に例示された各種機関(社外取締役、監査役(会)、監査等委員会、監査委員会、外部監査等)との連携が重要であること自体に異論はないが、銀行等とは異なる協同組織金融機関においては、その特徴に鑑みると、例示された各種機関との連携に代わる実効性のある取組みがなされている場合には、「金融機関の規模・特性を十分に踏まえた議論を行う」との記載があるとおりに、金融機関自身の判断を尊重するようお</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>本基本方針を用いた対話に当たっては、金融機関の規模・特性を踏まえた議論を行うとともに、金融機関に過度な負担が生じないように配慮してまいります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	願いたい。	
58.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(3)の「内部監査部門による検証」の考え方は十分理解できるが、同じ組織に属する行職員が経営陣に助言・提言することを期待されても理想論にすぎない。それよりは、その内部監査部門長やスタッフが独立した立場で内部監査ができるよう身分保証を行うよう金融庁も検討していただきたい。</p> <p>例えば、日本内部監査協会の金融内部監査士、公認金融監査人及び公認内部監査人等の有資格者は、年俸制で各金融機関で雇用されて、ある程度年限が経過すれば他の金融機関で内部監査を行うことができるように金融庁が制度化することにより、内部監査部門長やスタッフが監査スキルや専門性を高めるような環境づくりを行っていただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
59.	<p>金融当局と内部監査部門の連携は重要であり、バーゼル銀行監督委員会のガイドライン(“The internal audit functions in banks”、2012年)でも謳われている。</p> <p>もっとも、検査・監督基本方針(2018年6月)や本基本方針(2018年7月)では、内部監査部門への期待(=考え方)は読み取れるものの、金融庁が内部監査部門と、具体的にどのように関係を構築していくのか(=進め方)は明らかではない。</p> <p>こうした中、既に個別行に対して、内部監査部門スタッフが来日する機会や予定を捉えて、問題意識の擦り合わせ等が要請されている模様である。</p> <p>バーゼル委のガイドラインでは、連携を謳う一方で、両者の役割や責任には相違があることから、互いの独立性を尊重することも謳っている(パラ 70. Supervisors and internal auditors should each ensure that enhanced communication does not undermine their respective perceived and actual independence and status, as the supervisory authority and the internal audit function each have different roles and responsibilities.)。</p> <p>こうしたことを踏まえて、連携に際しては、双方が日程やテーマに関する情報共有を前広に行うことを旨としつつ、金融庁におかれては、合理的かつ柔軟なアプローチをお願いしたい。</p> <p>すなわち、来日する内部監査部門には、グローバルな視点から、独自の課題や監査スケジュールもあ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>本基本方針を用いた対話に当たっては、金融機関の規模・特性を踏まえた議論を行うとともに、金融機関に過度な負担が生じないように配慮してまいります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>るため、必ずしも、監査テーマや日程に融通が利かないケースもあり得ることは理解してほしい。</p> <p>特に、内部監査部門が来日する際には、以下のような事情を理解してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・来日して内部監査を行った結果のフィードバックを直ちに期待されても、まずは本店や本社の内部監査部門に結果を報告し、その上で、日本の金融当局にフィードバックするという手順が必要なケースもある。</li> <li>・監査結果をフィードバックするために再来日することも容易ではない。</li> <li>・このような場合には、書面等、他の方法によってフィードバックさせて頂くことも了承してほしい。</li> </ul>	
<p><b>【リスク管理の枠組みに関する着眼点】 (4) グループ会社管理及び海外拠点管理</b></p>		
60.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(4)の「経営方針の実施に伴うリスク」との表現の意味が不明瞭である。グループ会社各社の経営方針なのか、親会社たる金融機関の経営方針なのか。</p> <p>また、「実施」が示す内容についても解釈に幅が生じる懸念がある。</p> <p>より具体的な記載への変更を検討してほしい。</p>	<p>基本的には、何が金融機関としての自社にとってのリスクにつながるのかという、リスクベースの発想で検討していただきたいと考えています。</p> <p>例えば、親会社となる持株会社の方針が金融機関のリスクにつながるのであればそこから派生するリスクを的確に把握すべきであり、また、金融機関の子会社や関連会社の方針が金融機関のリスクにつながるのであればそこから派生するリスクを的確に把握すべきであると考えられます。</p> <p>また、「経営方針」については、当該方針を踏まえたビジネスモデル・経営戦略等が策定されることになると考えますが、これらを踏まえた具体的な施策までを含む形で「経営方針の実施」という表現を使用しており、原案のとおりとさせていただきます。</p>
61.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(4)の「グループ会社管理及び海外拠点管理」に係る記載において、「特に、海外拠点を有する金融機関においては、コンプライアンス・リスク管理は、…最終的には、本社による実効的な統制がなされていることが重要である」とある。</p> <p>海外拠点のコンプライアンス・リスク管理に関して、現地の金融監督当局は取締役会の直接の関与を</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>求める傾向にある。</p> <p>このため、上記の記載について、例えば、「最終的には、経営陣の関与を前提とした本社による実効的な統制がなされていることが重要である」としてはどうか。</p>	
62.	<p>III-1-【リスク管理の枠組みに関する着眼点】-(4)の「特に、海外拠点を有する金融機関においては、コンプライアンス・リスク管理は、国・地域の異同を踏まえて行われる必要があり、国・地域によって法令・制度や海外当局の方針等は異なり得るものの、リスクはグループ全体が負うものであることから、最終的には、本社による実効的な統制がなされていることが重要である」という記載について、国・地域の自律的な管理態勢を阻害するものではないという認識で正しいか。</p> <p>ここに関するベストプラクティスのコラムを掲載する予定はあるか。</p> <p>(理由等)</p> <p>本社による統制は最終的なもの＝国・地域毎の特性を捉えた、地域のタイムリーで自律的な管理態勢の構築は不可欠であるため。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>また、今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。</p> <p>なお、ご指摘の項目に関してコラム等を直ちに掲載する予定は、現時点ではありません。</p>
<p><b>【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】 (1) コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保</b></p>		
63.	<p>III-1-【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】-(1)の管理部門や内部監査部門と事業部門の人材ローテーションについて、「管理部門や内部監査部門の社内での地位を高めることを目的とするだけでなく」との記載があるが、他の例示「管理部門や内部監査部門に対して事業部門の実務を良く知る人材を配置すること」、「コンプライアンスの知見を有する人材を事業部門に供給する」と比較して人材ローテーションの効果との関連性が乏しく、唐突感があるため、以下のように削除してはどうか。</p> <p>「例えば、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門や内部監査部門と事業部門との人材のローテーションを図る取組みは、管理部門や内部監査部門に対して事業部門の実務を良く知る人材を配置することや、コンプライアンスの知見を有する人材を事業部門に供給する上で有益であると考えられる。」</p> <p>(理由等)</p> <p>人材ローテーションの効果として分かりにくい。</p>	<p>人材の固定化等により、事業部門に比べて管理部門や内部監査部門の発言力等が相対的に低下しているといった事例が見られることがあり、このような事例を踏まえ、本基本方針の文言となっていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
64.	<p>III-1-【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】-(1)の「コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保」に係る記載において、「例えば、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門や内部監査部門と事業部門との人材ローテーションを図る取組み・・・コンプライアンスの知見を有する人材を事業部門に供給する上で有益である」とある。</p> <p>人材ローテーションに形式的に取り組むと業務上のリスクが高まること(コンプライアンスの知見の乏しい人材の集中等)もあり得、人材の配置は各金融機関の組織体制や人員状況等に応じて行う必要があると考える。</p>	<p>人材配置・ローテーションについては、各職員の知識のレベルや適性、各職員の異動希望、キャリア・パス等を踏まえて検討する必要があると考えられますが、各金融機関自身が、際限ある人材をどのように配置すれば自社のコンプライアンス・リスク管理に資するかという観点や長期的な人材育成の観点からそれぞれ判断し、社内に適切な人材が不足している場合には専門知識を有する人材を外部から募集すること等も考慮した上で、態勢整備を行うことが重要であると考えられます。</p>
65.	<p>III-1-【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】-(1)に「例えば、コンプライアンス部門・リスク管理部門等の管理部門や内部監査部門と事業部門との人材ローテーションを図る取組み・・・コンプライアンスの知見を有する人材を事業部門に供給する上で有益である」とあるが、管理部門の人材が、独立した管理部門による指揮命令のもと、事業部門に配置され、けん制機能を発揮する取組(注：防衛 1.5 線の考え方)も金融機関の規模や特性に応じて、知見を有する人材を事業部門に供給する目的において、一つの対策として有効と考えるが妥当か。</p> <p>(理由等)</p> <p>防衛三線の態勢における課題のために、例示で示されている「第一線」「第二線」の人材交流とは別に、「第二線」のスキル保有者を「第一線」に人員配置し、けん制機能を確保・リスク管理の向上を図る大手外国銀行等の取組事例について聞いているが、国内のメガバンクや証券会社等においても取組として事例があると思われ、また、金融機関の規模や特性に応じた取組として、人材交流に限定されず、有効であると考えため、念のために確認するもの。</p>	<p>本基本方針では、コンプライアンス・リスク管理に係る人材の確保に資すると考えられる一つの取組みの例として、人材のローテーションを図る取組みを紹介していますが、かかる取組みが必須であると整理しているものではなく、ご指摘の、いわゆる 1.5 線の整備の考え方の有益性を否定するものでもありません。</p> <p>本基本方針記載のとおり、各防衛線の役割を定型的・形式的に考える必要はなく、各金融機関が組織の実情を十分に踏まえ、総合的にみて適切にリスク管理を行うことのできる態勢を自ら考えることが重要であると考えます。</p>
66.	<p>III-1-【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】-(1)の「コンプライアンスの知見を有する人材」という箇所は、前後の文脈から「コンプライアンス・リスク管理」とした方が相応しいと思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>
<p><b>【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】 (2) 情報通信技術の活用</b></p>		
67.	<p>内部監査部門においても情報通信技術の活用は必要。</p>	<p>データ・アナリティクス等、内部監査部門における情報通信技術の</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>III-1-【人材や情報通信技術等のインフラに関する着眼点】-(2)の「情報通信技術は、今後ますます進展が見込まれるところ、金融機関では、効果的で効率的なコンプライアンス・リスク管理を行う観点から、その活用を図っていくことが期待される。また、情報通信技術を有効に活用していくためには、戦略的に予算・人員を投入することが必要であり、情報通信技術に対する経営陣の高い意識や理解が求められる」との記載については、内部監査部門においても必要な内容のため、以下のように追記してはどうか。</p> <p>「情報通信技術は、今後ますます進展が見込まれるところ、金融機関では、効果的で効率的なコンプライアンス・リスク管理や内部監査を行う観点から、その活用を図っていくことが期待される。また、情報通信技術を有効に活用していくためには、戦略的に予算・人員を投入することが必要であり、情報通信技術に対する経営陣の高い意識や理解が求められる。」</p> <p>(理由等)</p> <p>デジタルイノベーションの進展への対応は内部監査部門でも必要</p>	<p>活用の重要性については、ご指摘のとおりであると考えます。</p> <p>ただし、内部監査部門はコンプライアンス・リスク管理において重要な役割を担うものの、本基本方針の性質やご指摘の記載箇所の文脈を踏まえると、内部監査部門のみに特に焦点を当てる必要はないと考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p><b>2. リスクベースの発想への視野拡大に関する着眼点</b></p>		
<p><b>【従来の傾向】</b></p>		
<p>68.</p>	<p>III-2-【従来の傾向】に「・・・法令や検査マニュアルのチェックリストを形式的かつ厳格に遵守するというルールベースの発想が強く」と記載されている。</p> <p>コンプライアンスの対象となる法令等には、それ自体がミニマムスタンダードのルールとするものがあるが(例えば犯収法の取引時確認、預金保険法の名寄せ、金商法の各種義務など)、法令等もリスクベースで守ればよいとの誤解が生じないか。</p>	<p>本基本方針におけるリスクベース・アプローチとは、各金融機関が、費用対効果や、法令の背後にある趣旨等を踏まえた上で、自らのビジネスにおいて、利用者保護や市場の公正・透明に重大な影響を及ぼし、ひいては金融機関自身の信頼を毀損する可能性のある重大な経営上のリスクの発生を防止することに重点を置いて、リスクを特定・評価し、これを低減・制御するためのプロセスを実行に移すことをいいます。</p> <p>最低基準(ミニマム・スタンダード)を遵守しなければならないことは、かかるリスクベース・アプローチの下であっても、これまでと異なるものではありません。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
(1) リスクベース・アプローチ		
69.	<p>本基本方針では、いわゆる「リスクベース・アプローチ」について記載した上で、検査・監督の基本的進め方として、「リスクベースでのモニタリングを実効的に行うことを基本的に想定」するとしている。</p> <p>当局において、具体的にどのような形でリスクベースの検査・監督等を行おうとしているのか、そのフレームワーク(リスクの視点・区分、管理手法、具体的な管理様式等の考え方)があれば、金融機関が参考にできるよう、予め明らかにしてほしい。</p> <p>また、同アプローチの適用を含め、コンプライアンス・リスク管理を行うにあたっては、その管理手法等がより高度・複雑であれば良いとは一概に言えるものではなく、例えば、自らの規模や特性に比して過度な対応を強いられることは、そのために経営資源(コスト・事務負担等)を割かざるを得ず、却って金融仲介機能の低下等といった弊害を招くことになる。</p> <p>特に昨今、コンプライアンス対応にかかる新たな制度改正や監督上の依頼に基づき、次々に早急な対応を求められ、金融機関の負担が年々増加している傾向がある。</p> <p>金融庁においては、各金融業態の制度、業務、顧客属性等の状況に応じて、規制等の適用の要否、適用する際のレベル感等、幅広い観点から金融機関の負担にも配慮しつつ、検討するようお願いしたい。</p> <p>加えて、リスクの特定にあたっては、潜在的な問題を前広に察知することを含めて「幅広いリスクの捕捉及び把握することが重要」と記載されているが、例えば金融機関が新たな業務や取組み等を行う場合には、一定のリスクを伴うことは当然である。</p> <p>リスクの特定や評価にあたっては、リスクの質・量のみならず、新たな業務や取組みから得られるメリット・リターン等とのバランスについても十分に勘案し、金融機関の前向きな取組みを阻害しないような検査・監督の運用をお願いしたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。</p> <p>また、本基本方針を用いた対話に当たっては、金融機関の規模・特性を十分に踏まえた議論を行うとともに、実効的なコンプライアンス・リスク管理に取り組んでいるかという観点から対話を進めてまいります。</p>
70.	<p>III-2-(1)に「リスクベース・アプローチの結果、不要・過剰な社内規程等の存在が明らかとなった場合には、当該規程等の改廃や金融機関の規模・特性に応じたメリハリのある対応等、より効率的な態勢を構築することも考えられる」とある。</p> <p>金融庁で把握された具体的な事例があれば、参考になると思われるので、前広に情報提供してほしい</p>	<p>今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	い。	針に追記しました。
71.	<p>III-2-(1)の「リスクベース・アプローチ」の視点においては、リスクの特定・評価等について、各金融機関がその規模・特性を踏まえて創意工夫を重ね、効率的かつ実効的な態勢を構築していくことが重要と認識している。</p> <p>こうした取組みを進めるにあたっては、これまでのルールベースの発想を転換し、リスクが大きい分野に経営資源を割くため、リスクの小さい分野について思い切った効率化を進める必要があるが、その際に、リスクを過小評価しすぎないことが重要と考えている。</p> <p>そうした観点から、適正なリスク評価とそれに基づく効率的な対応を進める上で、例えば損害保険会社において、留意すべき具体的な視点や基準等があれば示してほしい。</p>	
<b>(2) 幅広いリスクの捕捉及び把握</b>		
72.	<p>III-2-(2)において、リスクの特定にあたっては、法令違反のみならず、「社会・経済全体に悪影響を及ぼすことにならないか」、「利用者保護等に反しないか」といった、より本質的な観点からリスクを深く洞察する姿勢が求められることは当然のことではあるが、金融機関で新たなビジネスモデル等を構築し、実施する際には、予測できないリスクが生じ得ることは避けられないと考える。</p> <p>そのため、現行の法令違反のリスク以外に、「社会・経済全体に悪影響を及ぼすことにならないか」、「利用者保護等に反しないか」等という極めて広範な基準でリスクの特定を厳格に求められると、新たなビジネスモデル等の構築・実施を不必要に抑制することになりかねない。</p> <p>リスクの特定について、具体的で明確な基準を定めることは難しいとは思われるが、その運用にあたっては、上述の点に十分に配慮してほしい。</p>	<p>コンプライアンス・リスクは、ビジネスと不可分一体で、往々にしてビジネスモデル・経営戦略自体に内在する機会が多いことから、ビジネスモデル・経営戦略の策定等に際し、「社会・経済全体に悪影響を及ぼすことにならないか」、「利用者保護等に反しないか」といった観点からの検討は、必要不可欠であると考えます。</p> <p>本基本方針を用いた対話に当たっては、金融機関の規模・特性を十分に踏まえた議論を行うとともに、実効的なコンプライアンス・リスク管理に取り組んでいるかという観点から対話を進めてまいります。</p>
73.	<p>III-2-(2)の「金融機関の事業に関して適用される法令を洗い出し、その法令に対する違反が生じ得る業務を特定することが出発点となる」という記載の「出発点となる」が示す内容が不明瞭である。本項目の内容に照らし、「重要である」とするのが妥当と考える。</p> <p>(理由等)</p> <p>段落毎の表現の平仄を合わせるため。</p>	<p>本基本方針で示したような観点から具体的な作業を開始することが想定されることから、「出発点」という表現を使用しているものであり、原案のとおりとさせていただきます。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>&lt;BOX&gt;コンダクト・リスク</b>		
74.	<p>「&lt;BOX&gt;コンダクト・リスク」について、その解釈に誤解を招きかねないことから、削除を検討いただきたい。</p> <p>(理由等)</p> <p>コンダクト・リスクとは、役職員の行動の適切性に起因するもので、基本的に全てのリスク・カテゴリーに存在するものとの理解。BOX の記載では、別途、独立した「コンダクト・リスク」というカテゴリーが存在するかのように解釈出来るため。</p>	<p>コンダクト・リスクについては、厳密な定義があるものではありませんが、英国の金融行為規制機構(FCA)をはじめ、海外の金融機関においても議論がなされているテーマの一つであり、そのような国際的な潮流を紹介する観点から&lt;BOX&gt;を設けているものです。</p> <p>また、金融機関が、ある業務に関し、その適切性について問題意識がないため管理対象とはしていないものの、それが実は多数の顧客に損失が生じることとなる場合や、大きな社会的批判を受ける可能性のある場合があることは、我が国においても広く認識されはじめているところであり、本基本方針におけるコンプライアンス・リスクの考え方は、基本的にコンダクト・リスクの考え方とその趣旨を同じくするものであると考えられます。</p> <p>以上より、「&lt;BOX&gt;コンダクト・リスク」の記載については、本基本方針において原案のとおり維持させていただきます。</p> <p>なお、本基本方針の脚注に記載のとおり、本基本方針では、コンダクト・リスクを含め、比較的新しい概念を用いていますが、金融機関において同様の概念を用いることを求めたり、これに関する新たな社内規程を整備することを求めるものではありません。</p>
<b>IV. 当局による検査・監督</b>		
<b>1. 検査・監督の基本的進め方</b>		
<b>(1) 多様で幅広い情報収集</b>		
75.	<p>IV-1-(1)に「経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む金融機関の幅広い役職員との面談で、日常的に、ビジネス動向や内部管理上の問題意識を把握し、意見交換を行うことが情報収集の基礎となる」とあるが、この記載に多数の平社員や派遣社員、業務委託、アルバイトとの単独の面談を明記する</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>モニタリングに際しては、個々の金融機関のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を踏まえた分析や、当局の問題意識</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>必要があると考える。</p> <p>何故なら、経営層は多忙により現場の中間管理職に金融庁との折衝や書類作成を任せ切りのケースが多く、その中間管理職が虚偽記載を行う場合、往々にして平社員等にその作業を命じるからである。また、顧客を欺く経営陣はそれより以前に従業員を欺いており、経営陣の倫理観の欠如を示唆する経験を有する従業員が多く存在する可能性がある。</p> <p>これらの事象は、従来であれば顧客保護とは直接結びつかず見過ごされて来たかもしれない。しかし、まずはこれらの情報を平社員やアルバイト等への個別ヒアリングを通じて入手し、経営陣の従業員に対する姿勢を確認する事が、経営陣の対顧客や対金融庁を含む対人関係全般にわたる基本的姿勢の理解に繋がる重要なステップといえる。</p> <p>そして、従業員に対する欺き行為は当該経営陣の現在進行形又は将来的な顧客への欺瞞行為の先行指標と捉え、分別管理等の金銭まわりの不備を疑い、また平社員や派遣社員等が不正行為の幫助を強要されたり、不正行為を見聞きしていないか併せて確認し、その後に役職付きの面々にヒアリングを行いビジネスの実態に不審な点がないかを洗い出すのが良いのではないかと。</p> <p>そうでないと、金融庁への虚偽報告を主導していた中間管理職が不純な経営陣の信頼を得て横滑りし、内部監査人に任命されている可能性や、監査役に据えられる可能性もあり、役職の高い人間との面談において、実態がつかまじらなくなる幾ばくの可能性もあるとは思えない。</p> <p>また、役職付きの人間を精査する場合は、どれだけ純粋に業界の健全な発展を願い業務に従事しているかが最も重要ではないか。</p> <p>何れにしても、事後対応を余儀なくされるのではなく未然に防止するには、経営陣が弱い立場にある平社員や派遣社員、アルバイトを日頃からどのように扱っているかを精査し、問題ある企業風土が醸成されていないか確認する事が、顧客や社会への潜在的な被害を防ぐために最も肝要であると考えます。</p>	<p>を踏まえた金融機関（経営陣、事業部門、管理部門及び内部監査部門等の責任者、社外取締役等）との対話・議論を行うことを通じて、互いのリスク認識を共有・深化させることを図ってまいります。必要に応じ、部門等の責任者ではない職員の方々に対しても、その雇用形態に拘らず、ヒアリングを実施してまいります。</p>
76.	<p>IV-1-(1)の、④国内外の法令・制度の改正や判例の動向、⑤海外当局や国際機関における議論の動向等については、各金融機関において積極的に情報収集を行っているところである。</p> <p>当局間での意見交換等でこうした情報が得られる場合には、各社にとって非常に有用と考えられるた</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	め、タイムリーに共有してほしい。	
<b>(2) モニタリング課題の設定</b>		
77.	IV-1-(2)に「検査・監督においては、・・・、既に顕在化しているリスクのみならず、将来顕在化する蓋然性のあるリスクも含め、重大な影響を及ぼすリスクを分析し、課題を設定することが重要である」とされている。 課題の設定にあたっては、予見可能性を高める意味でも、前広に情報提供してほしい。	貴重なご意見として承ります。 効果的なモニタリングを実施するため、モニタリング課題の設定、モニタリング方針の策定及びモニタリングの実施といったモニタリングの一連のプロセスにおいて、各種レポートや業界団体との意見交換等の場を通じ、金融庁の問題意識等を、随時発信し、金融機関との共有を図ってまいります。当該方針につき、本基本方針に追記しました。
78.	IV-1-(2)以降、当局の検査・監督においては、「幅広く収集した情報から、利用者保護や市場の公正・透明、ひいては金融システムや金融機関に影響を与えるリスクを分析し、モニタリング課題を設定していく必要がある。」、また、「モニタリングの対象とする金融機関、モニタリングで検証を行う問題の範囲、モニタリングの具体的手法等の方針を定める必要がある」としている。 このモニタリング課題及びモニタリング方針は、今後、どのような過程を経て、どれくらいの時間軸で決定されていくのか、そしてどのような形で金融機関に明示されるのか。	
<b>(3) モニタリング方針の策定及びモニタリングの実施</b>		
79.	「既に顕在化しているリスク」のみならず、「将来顕在化する蓋然性のあるリスク」についても対応することは、予防法務の観点からも重要といえるが、金融機関自身にとっては盲点となっていることも少なくないと考えられる。 当局として、多様かつ有効な視点を金融機関に提示できるよう、モニタリング課題を設定してほしい。	貴重なご意見として承ります。 効果的なモニタリングを実施するため、モニタリング課題の設定、モニタリング方針の策定及びモニタリングの実施といったモニタリングの一連のプロセスにおいて、各種レポートや業界団体との意見交換等の場を通じ、金融庁の問題意識等を随時発信し、金融機関との共有を図ってまいります。当該方針につき、本基本方針に追記しました。
80.	IV-1-(3)の「方針の策定」に係る記載において、「モニタリングの対象とする金融機関は、リスクが高いと考えられる金融機関や、今後リスクが高まる可能性がある金融機関を中心に選定する」とある。 モニタリング上、着目する「リスク」は、その時々々の外部環境等によって変わり得ると考えられる。「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」の中で「適時の意見発信・注意喚起に努めていく」としており、今後も、金融行政方針等において、モニタリング上、金融庁が着目する「リスク」やその評価上のポイント等を発信してほしい。	
81.	IV-1-(3)の「リスクが高い(高まる可能性がある)」とは、具体的にどのように判断されるのか。	

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	例えば、損害保険会社に関して言えば、「コンプライアンス・リスクを有する商品や販売チャネルのウェイトが高い会社」などが考えられるが、そのほか、具体的に想定されているものがあれば示してほしい。	
82.	IV-1-(3)の「モニタリングの実施」に係る記載において、「複数の金融機関の横断的検証(水平的レビュー)を行うことが有益な場合もある」とある。 水平的レビューにおいて金融機関との対話を行った結果、形式的・横並びの対応を求めることとならないよう、各金融機関の実情や相違点を十分に考慮してモニタリングを実施してほしい。	横断的検証(水平的レビュー)を行う場合においても、金融機関の規模・特性に応じたモニタリングを実施してまいります。
<b>(4) 当局の問題意識の発信</b>		
83.	IV-1-(4)の「モニタリングの結果として得られた有益な気づきや問題意識・・・については・・・対外的に発信していく。」については、積極的に発信していただきたい。 また、その後段で述べられている「また、重点的にモニタリングを行った特定の課題等について、その結果や今後の課題・着眼点等を必要に応じ公表していく。」については、「必要に応じ」ではなく、積極的に公表いただきたい。 (理由等) 金融機関がベスト・プラクティスを追求するために非常に有益な情報であるため。	今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。
84.	金融庁が「リスクベースの発想への視野拡大」を進めるのであれば、銀行が遵守しなければいけないその他の(省庁等の)規制等も同様の考え方を採用して頂けると金融機関の業務効率化が図れると思われる。 (例:①日銀考査、②日証協への各種届出及び監査) (理由等) 金融庁が今回方針として示したリスクベースの考え方を、可能な範囲でその他機関の規則、手続等へも浸透させるべく、連携等をしていただきたい。	IV-1-(4)においては、「法改正等の検討を要すると思われる課題が見つかった場合には、関係する部局や省庁と情報共有や意見交換を行う」旨を記載しておりますが、法令等のルールを検討だけではなく運用面の検討も重要であると考えられることに加え、連携が必要となるのは庁内及び他省庁に限られないことから、「法改正や運用面等の検討を要すると思われる課題が見つかった場合には、関係する部局、省庁、業界団体等と情報共有や意見交換を行う」という記載に修正しました。
85.	信用組合は、主に中小企業等協同組合法と協同組合による金融事業に関する法律による規制を受けるが、特に中小企業等協同組合法については、金融庁の監督を受ける金融機関である信用組合と他	貴重なご意見として承ります。 なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の協同組合とが同列に規定されており、信用組合に適用されることが合理的であるか検討の余地がある規定があるように考える。</p> <p>法改正等の検討にあたっては、このような点にも留意の上、柔軟な対応をお願いしたい。</p>	<p>分については対象とせず、コンプライアンス・リスク管理に係る検査・監督のあり方をまとめております。</p>
<b>(5) モニタリングに関する態勢整備</b>		
86.	<p>IV-1-(5)の「モニタリングに関する態勢整備」に係る記載において、「実効的なモニタリングを行うためには、それを実施する当局側の態勢整備も必要となる」とある。</p> <p>各金融機関が金融庁の問題意識等を理解し、円滑に対話を行う観点から、金融庁における態勢整備について積極的に開示していただきたい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、リスクベースのモニタリングへの移行に際し、基準があいまいになり、モニタリングが恣意的又は過度に裁量的なものとなることを防ぐため、モニタリングを行うための金融庁としての課題の設定や方針の策定、国内外の重要な問題事例についての研修(ケース・スタディ)を通じたモニタリング能力の向上、各施策の財務局への周知徹底等、必要な態勢整備を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、検査・監督の個別の対応に係る内部検証、検査・監督の品質に係る外部評価の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的な改善を行ってまいります。</p>
87.	<p>IV-1-(5)の「コンプライアンスに関する知識及び経験」という箇所は、前後の文脈から「コンプライアンス・リスク管理に関する知識及び経験」とした方が相応しいと思われる。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、本文を修正しました。</p>
<b>2. 検査・監督に当たっての留意点</b>		
88.	<p>本基本方針では、過去の検査・監督において、特に形式的・画一的な指導が行われてきた側面が強いコンプライアンス等の分野において、いわゆる「コンプラ疲れ」の問題に触れながら、従来の検査・監督の姿勢が「内部管理の合理性・効率性の追求を阻害している面もあった」との問題意識のもと、今後の検査・監督の方向性が示されている。</p> <p>信用金庫業界としては、今後の検査・監督の方向性が、金融機関自身の自主的な経営判断や創意工夫を尊重するとともに、規模・特性に応じた柔軟な対応を可能とし、金融機関の実感に沿った、より効果的かつ効率的な実務運用に資するような検査・監督へと繋がることを期待する。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>リスクベースのモニタリングへの移行に際し、基準があいまいになり、モニタリングが恣意的又は過度に裁量的なものとなることを防ぐため、モニタリングを行うための金融庁としての課題の設定や方針の策定、国内外の重要な問題事例についての研修(ケース・スタディ)を通じたモニタリング能力の向上、各施策の財務局への周知徹底等、必要な態勢整備を引き続き行ってまいります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>一方で、本基本方針は、コンプライアンス・リスク管理態勢と関連して、収益目標、人事・報酬制度、企業文化等についてこれまで以上に言及されている点に特徴があるが、これらは金融機関の経営戦略などに直結し、経営陣の経営判断の根幹に関わる部分である。</p> <p>本基本方針のIV-2では、「ビジネスモデル・経営戦略等自体は、金融機関の自主的な経営判断に委ねられるものであることから、金融機関自身の判断を尊重する必要がある」と明記されているが、検査・監督の現場においてもこの趣旨が徹底され裁量的な運用が行われることなく、かつ、過度な経営介入がなされることがないようご留意いただきたい。</p>	<p>また、検査・監督の個別の対応に係る内部検証、検査・監督の品質に係る外部評価の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的な改善を行ってまいります。</p>
89.	<p>IV-2の「検査・監督に当たっての留意点」に係る記載において、「金融機関からの情報収集について、…定期的な提出資料の内容・提出の頻度を見直すことも重要である」とある。</p> <p>金融庁は、これまで「金融行政の再点検」に係る取組みとして、定期的に報告の頻度等を見直しを行っているが、今後とも、各財務局がそれぞれ求めている提出資料等を含め、その内容・頻度を見直すことを検討いただきたい。</p>	
<b>その他</b>		
90.	<p>各分野別ディスカッション・ペーパーの取扱いに関して、金融庁における意見募集結果が取りまとめられた後、各金融機関の経営層や幹部職員を対象とした説明会等の開催について、地域単位(例、各財務局所在地等)が各金融業態単位で実施してほしい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本基本方針でお示したコンプライアンス・リスク管理に関する基本的な考え方につき、より議論を進展させるためには、業界団体及び金融機関との意見交換等を通じた問題意識の共有が重要であると考えており、金融庁としても継続的に実施してまいりたいと考えております。</p>
91.	<p>本基本方針において、従来の問題点として、形式的な法令違反のチェックの終始等によるルールベースでの対応によるコンプラ疲れ(細かいルールが多すぎることによる弊害)が指摘されている。確かに、そのような問題点はあるが、その点を率直に指摘されている点は評価したい。</p> <p>しかしながら、一方で、従来からの問題点として、実務においては、法令の規定、解釈のあいまいさ、不明確さが多々あり、予見可能性が高くなく、業務に不必要な負荷がかかっていることも指摘したい。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、コンプライアンス・リスク管理に係る検査・監督のあり方をまとめております。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>金融庁として、規制内容の明確化、予見可能性の向上に関し、まったく方策を取ってきていないものではないものの、膨大なまでの条文、監督官庁によるガイドライン、指針、Q&amp;A等の存在にもかかわらず、法令、ガイドライン等で当然明らかになっているべき事由が不明確であることが、現状の実務においては少なくないといわざるを得ない。</p> <p>これは、監督官庁として法令解釈の不透明さをなくし予見可能性を高めていこうという姿勢が必ずしも十分でないことが一因であると考え。</p> <p>例えば、パブリックコメントへの金融庁の考え方の記載においても、質問内容は、一般的な規範を呈示するに十分に明確であるにもかかわらず、「個別具体的な事例ごとに実態に即して判断されるべき」として回答を回避している例がしばしばある。このような回答では当該質問のケースに係る質問者の疑問は何ら解消されず予見可能性は非常に乏しいままである。どのようなケースにおいても、最終的に「個別具体的な事例ごとに実態に即して判断されるべき」なのは当然であり、それを前提にした上で、その実態判断の前段階としての一般的な規範を定立するのが法令及び監督官庁の役目であることに照らせば、かかる回答は、そのような役割を放棄するに等しいものである。</p> <p>このような例は他にもみられるところであるが、本基本方針においては、法令の解釈を明確にし、企業の予見可能性を高めていくための貴庁の具体的方策について（現状、法令適用事前確認手続、一般的な法令解釈に係る書面照会手続などの手続もあるが實際上機能していない。これらの手続を機能させるための今後の方策などについても）、是非、言及していただきたい。</p>	
92.	<p>全体的な意見となるが、形式的なチェックは国際的な規約やそれらと関係もある犯罪収益移転防止の観点から重要であるので、蔑ろにしないべきであると考え。</p> <p>（どうも、「育成」をお題目として形式的なチェックを怠ろうとするかの様な様子が感じられたので一応意見を行っておく。国際的な規約（こと金融関係においては国際的組織犯罪集団への対処を目的として、国際的な規約が多いものであるはずである。）に背く事などがあれば、それは国として大きな問題であるので、形式的なチェックについては、蔑ろにする事なく重視をしていただきたいと考える。「コンプラ疲れ」については、ICTによる支援によりかなり軽減されるはずである（業務・会計に関する監査や管理において</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本基本方針におけるリスクベース・アプローチとは、各金融機関が、費用対効果や、法令の背後にある趣旨等を踏まえた上で、自らのビジネスにおいて、利用者保護や市場の公正・透明に重大な影響を及ぼし、ひいては金融機関自身の信頼を毀損する可能性のある重大な経営上のリスクの発生を防止することに重点を置いて、リスクを特定・評価し、これを低減・制御するためのプロセスを実行</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>は、その支援の効果は大きいはずである(なお、ICTによる監査・管理等の支援は、時として人が気付かない様な問題点を、まるで「重箱の隅をつつく」かのように発見したりするものであるが、それは事業者や、また場合によっては規約自体についての是正・再検討を行うために活用すべきであると考え。しかしその様な発見は基本としてまずい事ではないはずである。関係者・日本社会・国際社会(国際社会について裏切る事は許されないと考える。各国が組織犯罪者についての対処を行う中、日本がその穴となつてはならない。)に対する不義が未然に防げたとして評価されるべき事も多いはずである。))。))</p> <p>どうも、金融庁が、不正を見逃す方向に舵を取ろうとしているようにも見受けられたのであるが、気を引きしめていただきたい。</p>	<p>に移すことをいいます。</p> <p>最低基準(ミニマム・スタンダード)を遵守しなければならないことは、かかるリスクベース・アプローチの下であっても、これまでと異なるものではありません。</p>
93.	<p>意見募集の Web ページには、郵便、ファックス又はインターネットにて意見を受け付ける旨が記載されていたが、郵便、ファックスの宛先の記載がなかった。</p> <p>郵便、ファックスの宛先を記載した上で、意見募集の期限を延長してほしい。</p>	<p>郵便及びファックスにてご意見をお寄せいただく際には、Web ページ記載の問い合わせ先にご連絡いただくことを想定し、運用しておりました。</p> <p>貴重なご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」と同様に、本基本方針についても、意見募集手続の期間終了後も、皆様からご意見をいただいて、引き続き金融行政の質を継続的に高めていきたいと考えており、検査・監督に関するご意見を歓迎いたします。</p>
94.	<p>金融行政の目標について、「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮、利用者保護と利用者利便、市場の公正・透明と市場の活力の両立という基本的な目標の実現を通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大という究極的な目標を実現すること」と整理とある。</p> <p>「海外 FX 業者の日本人取引禁止」により損失を出した。取引ができなくなったからである。これは金融庁が掲げた「利用者保護」とは全く逆の結果となり、損失補填をしてもらいたいと考えている。国家権力</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、コンプライアンス・リスク管理に係る検査・監督のあり方をまとめております。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>の乱用であり、憲法 29 条に補償する財産権を冒している憲法違反である。被った損害と精神的ダメージは大きく、許せない。</p> <p>この金融庁がもたらした「実害」を多くの人が受けている。そして多くの友人が海外に移住を始めている。きちんと把握し、納税の義務を果たせば税収の増益につながるのに今回の措置は結果として減収をもたらしているといえる。</p>	
95.	<p>国際金融ネットワークの下、銀行へのマネー・ローンダリングに関する調査を行うのは致し方ないが、個人が外国法人から貰った請求書を基に国際送金を実行することを阻止することはやめてほしい。徹底的に管理をしたいならば、専門知識のある銀行員を常駐させるのが金融庁の指導の在り方ではないのか。</p> <p>日本政府は意図的に個人からの海外送金を阻止しているという印象を抱かざるを得ない。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、コンプライアンス・リスク管理に係る検査・監督のあり方をまとめております。</p>
96.	<p>本基本方針には、金融機関の法令等遵守違反を検査し、国民を保護するという最も重要だと考えられる検査の目的が明記されていない。</p>	<p>本基本方針におけるリスクベース・アプローチとは、各金融機関が、費用対効果や、法令の背後にある趣旨等を踏まえた上で、自らのビジネスにおいて、利用者保護や市場の公正・透明に重大な影響を及ぼし、ひいては金融機関自身の信頼を毀損する可能性のある重大な経営上のリスクの発生を防止することに重点を置いて、リスクを特定・評価し、これを低減・制御するためのプロセスを実行に移すことをいいます。</p> <p>最低基準（ミニマム・スタンダード）を遵守しなければならないことは、かかるリスクベース・アプローチの下であっても、これまでと異なるものではありません。</p> <p>法令違反が生じている蓋然性が高い事案等、最低基準に関する検証が必要となる事案では、その実態を早急かつ的確に把握して必要な是正措置を講じる必要があるため、適切に立入検査権限を行使してまいります。</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
97.	金融行政は、本邦の金融を取り巻く現実を正確に認識できていない。	貴重なご意見として承ります。
98.	金融行政は、高齢者の金融トラブルが年々増加している件につき、十分な原因分析を行い、対策を講じることができていない。	近時の金融機関が関連する不祥事を踏まえ、コンプライアンス・リスク管理に関し、①メディア報道や外部からの照会等、②当局等への
99.	金融機関をめぐる不祥事が多く発生している状況に鑑み、近時の「金融モニタリング」と称する検査・監督の手法は、失敗であったと考える。	<p>苦情・相談事例、③一般事業会社を含む国内外の不祥事、④国内外の法令・制度の改正や判例の動向、⑤海外当局や国際機関における議論の動向、⑥経済・社会環境の変化(SDGs への注目の高まり等)等を踏まえた幅広い情報収集を通じてリスク要因やその程度を業態横断的に前広に把握・評価し、そのリスクの程度に応じてメリハリを付けたモニタリングを行ってまいります。</p> <p>その際、個々の金融機関のビジネスモデル・経営戦略、業務運営及び組織態勢を踏まえた分析や、当局の問題意識を踏まえた金融機関(経営陣、事業部門、管理部門及び内部監査部門等の責任者、社外取締役等)との対話・議論を行うことを通じて、互いのリスク認識を共有・深化させることを図ってまいります。</p> <p>また、個々の金融機関において生じた問題の根本要因を把握すること等を通じ、その要因が他の金融機関・業態においても広がりを持って問題として生じる可能性も考慮いたします。</p> <p>以上に加え、より効果的なモニタリングを行うための施策につき、本基本方針のIV-1-(2)、(3)及び(5)に追記しました。</p>
100.	<p>検査マニュアルによらない検査は、恣意的なものとなるおそれがある。</p> <p>そもそも、従来の検査マニュアルを用いた、チェックリスト方式による厳格な資産査定や法令遵守違反の検査に弊害があったという事実が存在せず、検査マニュアルの廃止に向けた議論が十分に尽くされていない。</p>	<p>リスクベースのモニタリングへの移行に際し、基準があいまいになり、モニタリングが恣意的又は過度に裁量的なものとなることを防ぐため、モニタリングを行うための金融庁としての課題の設定や方針の策定、国内外の重要な問題事例についての研修(ケース・スタディ)を通じたモニタリング能力の向上、各施策の財務局への周知徹</p>

No	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>底等、必要な態勢整備を引き続き行ってまいります。</p> <p>また、検査・監督の個別の対応に係る内部検証、検査・監督の品質に係る外部評価の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的な改善を行ってまいります。</p>
101.	<p>金融行政は、国民に事実を正確に公表していない。</p> <p>情報開示が不十分である。</p>	<p>今後、金融庁は、コンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を行い、これらの過程で得られた事例やプラクティス、そこから抽出される共通課題等を取りまとめ、金融機関へのフィードバック及び公表を実施することを予定しております。当該方針につき、本基本方針に追記しました。</p>
102.	<p>仮想通貨の流出の問題が完全に解決していないにもかかわらず、販売が継続されている状況がおかしい。</p> <p>マネー・ローンダリングの観点からも重大な問題である。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、本基本方針においては、金融行政のうち制度設計に係る部分については対象とせず、コンプライアンス・リスク管理に係る検査・監督のあり方をまとめております。</p>